

旭福第1555号
令和4年2月17日

旭区地区連合自治会町内会長
旭区自治会町内会長
各位

旭区福祉保健課長
石津 雄一郎

民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選について（依頼）

立春の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃から旭区福祉行政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、民生委員・児童委員及び主任児童委員は、各地区（各地区連合）の推薦準備会からご推薦をいただき、厚生労働大臣から委嘱され、担当する区域で日々の福祉活動に携わっています。

民生委員の任期は、民生委員法で3年と定められており、現在の民生委員・児童委員及び主任児童委員は、令和4年11月30日をもって任期を満了し、それに伴い令和4年12月1日付で一斉改選が行われます。

この一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦については、5月の区連会で依頼及び推薦関係書類のお送りする予定ですが、事前に推薦事務の留意事項について「別紙」のとおり情報提供いたします。

ご不明な点につきましては、お気軽にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

最後に、旭区連合自治会町内会連絡協議会の皆様におかれましては、地域福祉推進のため民生委員・児童委員及び主任児童委員の選出について、お力添えをお願い申し上げます。

【添付資料】

- 1 一斉改選に係る推薦事務の留意事項（別紙）
- 2 「民生委員・児童委員、主任児童委員推薦のための参考集」
（新任自治会町内会長向けですが、全自治会町内会にお配りします）
- 3 民生委員児童委員 PR リーフレット
「あなたも民生委員・児童委員 主任児童委員として地域で活動してみませんか？」
「民生委員・児童委員～様々な世代の方が地域で活動しています～」
- 4 主任児童委員 PR リーフレット
「えがお 20号」

【問合せ先】

旭区福祉保健課
担当：江原・清水
電話：954-6101

令和 4 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

令和 4 年につきましては、7 月に欠員補充、また、12 月に 3 年間の任期満了に伴う一斉改選を行います。

お手数をおかけいたしますが、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の皆様のご協力をお願いいたします。

1 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 4 年 3 月～4 月	令和 4 年 6 月～8 月	令和 4 年 3 月～4 月	令和 4 年 6 月～8 月
委嘱日	令和 4 年 7 月 1 日	令和 4 年 12 月 1 日	令和 4 年 7 月 1 日	令和 4 年 12 月 1 日

2 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項など

- (1) (連合) 地区推薦準備会推薦人の選出について、(連合) 自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、(連合) 地区推薦準備会が開催できないこととしておりますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の会議開催においては、一部の方によって意思決定に影響を与えられることなどが無いよう、公正な運営をお願いいたします。

- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件(適任者、年齢要件、居住要件(資料 4 参照))の確認をお願いします。
- (3) 民生委員・児童委員をご紹介するリーフレットを令和 4 年 2 月に作成しました。仕事をしながら民生委員活動を行っている方々の事例を掲載しています。候補者探しの際には、ぜひご活用ください。

3 添付資料

- (1) 令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図（資料2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料4）
- (5) 令和3年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧（資料5）
- (6) 「民生委員・児童委員」リーフレット

担当：健康福祉局地域支援課
岩崎、中澤

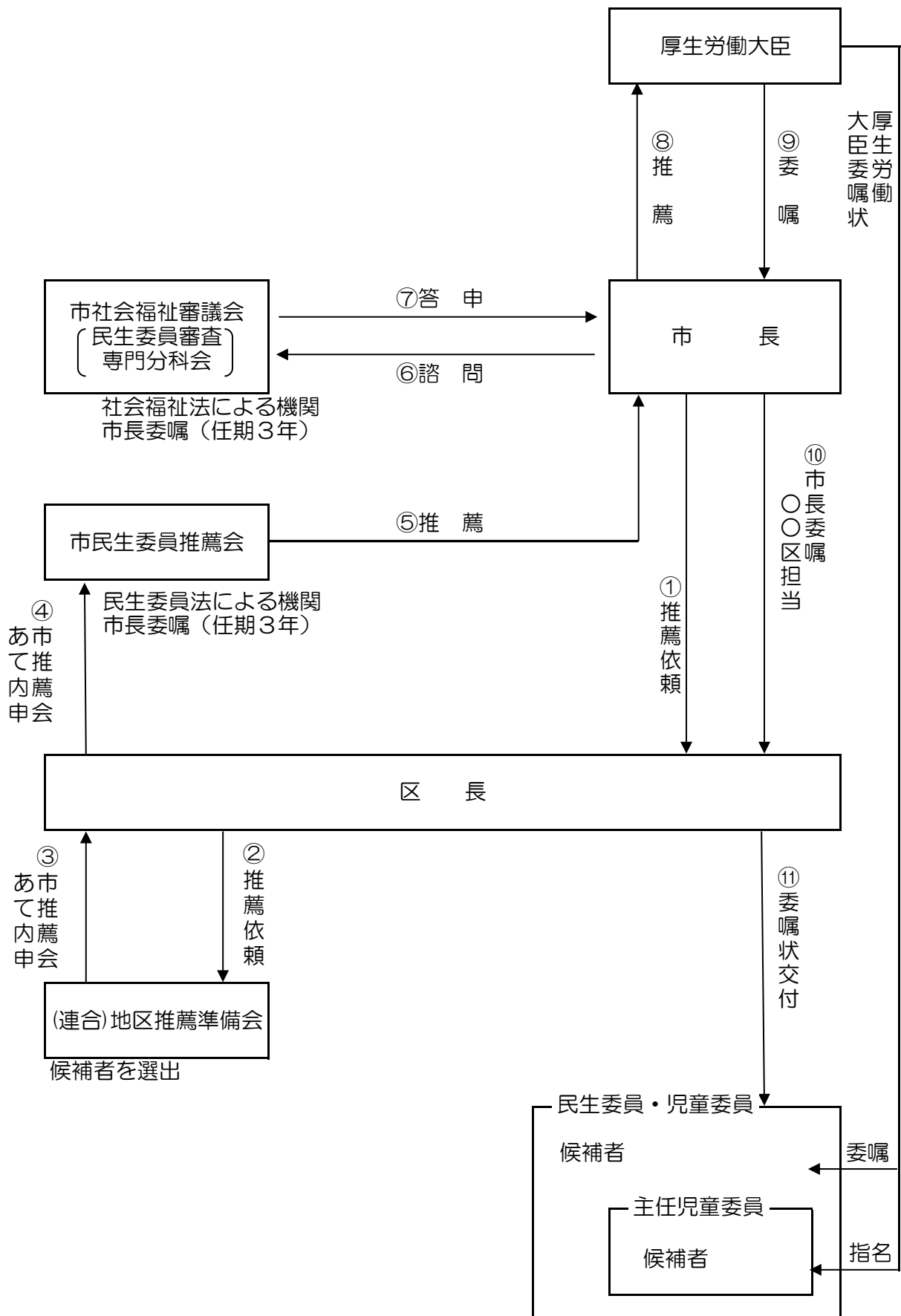
電話：671-4046

FAX：664-3622

令和4年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和4年7月1日付け委嘱	令和4年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和4年 7月 1日から 令和4年11月30日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和4年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
3月	上旬	区連会協力依頼	
	中旬	連合・地区へ推薦依頼	
4月	上旬		
	中旬	連合・地区推薦準備会開催	
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		市連会協力依頼
6月	上旬	市推薦会、市審査会開催	区連会協力依頼
	中旬	厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬		
	中旬	令和4年7月1日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬		
	中旬		区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬		
	中旬		
10月	上旬		
	中旬		市推薦会、市審査会開催
11月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
12月	上旬		令和4年12月1日付け委嘱
	中旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していませんが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。

【民生委員・児童委員の役割】

- 日常的な見守りや訪問活動を通じて、支援が必要な方の状況を把握します。
- 介護や子育て、日常生活の困りごとなど、地域住民の方の相談に応じ、必要な助言を行います。
- 支援を必要とする方が福祉サービスや制度を適切に利用するために必要な情報を提供します。
- 必要に応じて行政や関係機関などとのパイプ役になります。

【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。

【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として、当該地区の全民生委員・児童委員を構成員とする地区民生委員児童委員協議会が組織され、関係機関との連絡・調整、情報交換、日ごろの活動や地域の福祉課題の検討などを行っています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
(一斉改選)

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>横浜市会の議員の選挙権を有する 18 歳以上の方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方 人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方 担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方 民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取り扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日:令和4 (2022)年4月 1日)	<p>◆新任 原則 68歳まで 候補者の選出が困難な場合、 74歳まで</p> <p>◆再任・元職 74歳まで</p> <p>要件に変更はございません。 詳細は、別紙で説明します</p>	<p>◆新任 原則 54歳まで 候補者の選出が困難な場合、 58歳まで</p> <p>◆再任・元職 原則 60歳まで 候補者の選出が困難な場合、 64歳まで</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3年 現在の任期:令和4(2022)年11月30日まで 一斉改選の任期:令和7(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会では民生委員・児童委員を、連合地区推薦準備会では主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会では推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・候補者氏名、会議の要旨、適任者としての確認事項等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員の年齢要件について

少子高齢化の加速や生活スタイルの変化等により、地域によっては、民生委員・児童委員の担い手確保が難しく、年齢要件を緩和してほしいとのご要望をいただいている地域があり、市としても課題と認識し、検討を進めてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響でコミュニケーションを図ることが難しい状況もあり、引き続き、民生委員・児童委員の皆様と十分にご相談する必要があると考え、次期（令和4年12月）一斉改選では、年齢要件の見直しは行わないこととしました。

一方、次々期（令和7年12月）一斉改選のタイミングでは、団塊の世代が75歳以上となることから、充足率の維持が一層難しくなることが予想されます。

このため、新たな担い手の開拓とともに、元気な高齢者が活動できるよう、次々期一斉改選に向けて、引き続き、民生委員・児童委員の皆様とご相談していきます。

1 次期一斉改選（令和4年12月）の年齢要件

現行のとおり（※）

※新任の方：原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合は74歳まで

再任・元職の方：74歳まで

【これまでの検討状況について】

- 令和2年度から3年度にかけて、年齢要件の見直しについて、市民生委員児童委員協議会（市民児協）三役、理事の皆様へのご相談や、区局で意見交換をしてきましたが、見直しについては賛否が分かれていました。
- 民生委員・児童委員の皆様の中にも、候補者となる方の選択肢が増えるので、年齢要件を緩和してほしいというご意見があります。一方、定年がないと推薦を断りづらい、現行の定年までは受ける気持ちがあるが、定年を延ばされてしまうとモチベーション維持が難しくなるといった理由などから反対のご意見もありました。
- このようなご意見を踏まえ市民児協として検討をいただいた結果、令和3年4月に、次期一斉改選での年齢要件は変更しないこととしたいとのご意見をいただきました。
- 市としては、年齢要件の見直しは、現在の民生委員・児童委員の皆様のご理解をいただいたうえで進めていくことが重要であると考えています。
- 特に令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、行政、地域の皆様とともに、コミュニケーションを十分に図ることが難しい状況でありました。そのため、次期（令和4年12月）一斉改選での年齢要件の見直しは行わないこととし、引き続き、次々期（令和7年12月）一斉改選に向けた検討・意見交換を進めていくこととしました。

【今後に向けて】

- ・ 市として、民生委員・児童委員の現在の年齢構成や今後の見通しなどをお示ししながら、ご理解いただける年齢要件の見直しの範囲などについて、民生委員・児童委員の皆様と意見交換を行います。また、地域の皆様にもわかりやすい運用方法などの検討を進めていきます。併せて、民生委員・児童委員の活動内容の改善等についても取り組んでいきます。

2 次期一斉改選（令和4年12月）に向けた活動支援策等

新たな担い手の開拓や継続して活動しやすい環境づくりなど、市民児協とも連携し、区局で次のような取組を進めます。

- ・ 自治会町内会の候補者推薦への支援
新たな候補者探しに向けた民生委員・児童委員のPR・広報
自治会町内会長の皆様向けの説明会 等
- ・ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
協力員などサポーターの活用、ICTの活用推進等、各区の実情に応じた取組への支援
- ・ 民生委員・児童委員の活動PR
「民生委員・児童委員」リーフレットの活用・周知
横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」の周知 等

令和3年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覽

	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数		計	定数	現員数		計	定数	現員数		計
		男	女			男	女			男	女	
計	4,193	970	3,021	3,991	529	29	472	501	4,722	999	3,493	4,492
鶴見区	304	80	218	298	34	10	24	34	338	90	242	332
神奈川区	283	53	217	270	36	2	33	35	319	55	250	305
西区	123	31	85	116	12	0	12	12	135	31	97	128
中区	165	31	122	153	26	3	19	22	191	34	141	175
南区	249	65	169	234	33	0	32	32	282	65	201	266
港南区	261	44	200	244	30	1	28	29	291	45	228	273
保土ヶ谷区	254	50	188	238	46	2	39	41	300	52	227	279
旭区	293	65	207	272	40	3	34	37	333	68	241	309
磯子区	214	43	156	199	20	1	16	17	234	44	172	216
金沢区	247	52	181	233	33	0	29	29	280	52	210	262
港北区	373	92	270	362	44	1	43	44	417	93	313	406
緑区	203	49	148	197	23	0	23	23	226	49	171	220
青葉区	297	51	232	283	32	0	30	30	329	51	262	313
都筑区	166	44	113	157	20	3	17	20	186	47	130	177
戸塚区	300	76	216	292	38	2	35	37	338	78	251	329
栄区	149	42	105	147	14	0	14	14	163	42	119	161
泉区	167	61	99	160	24	1	21	22	191	62	120	182
瀬谷区	145	41	95	136	24	0	23	23	169	41	118	159



横浜市民生委員
児童委員協議会
会長 宮田 光明

一緒に活動しましょう

地域の身近な相談相手として、「民生委員・児童委員」は必要な支援を行っています。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために活動を続ける「民生委員・児童委員」について知ってください。

私たちは日ごろ自治会・町内会、地域ケアプラザや社会福祉協議会などと一緒に活動していますが、研修やサポートなどさらに活動しやすい環境づくりを進めています。

「仕事のため平日の活動は難しい」「子育てや介護に忙しい」方も、ぜひ一緒に第一歩を踏み出してみましょ。

活動の様子



見守り活動



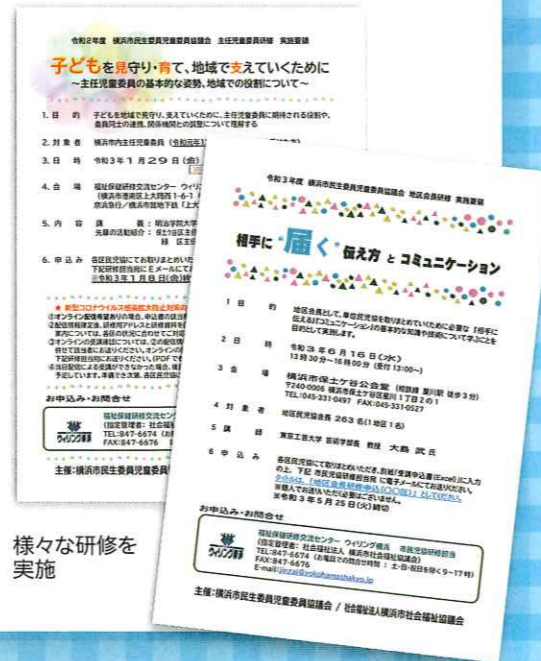
地域ケアプラザでの相談支援



地域の親子の居場所「子育てサロン」

横浜市 民生委員児童委員

検索



様々な研修を
実施

民生委員・児童委員

～様々な世代の方が地域で活動しています～



民生委員・児童委員とは

それぞれ担当する区域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。任期は3年で、再任できます。

住民の個別の相談を受けるため、民生委員は守秘義務があります。

主任児童委員とは

子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。

地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。



※お住まいの地域の民生委員・児童委員については、各区役所福祉保健課にお問い合わせください。

各区民生委員児童委員協議会事務局（区役所福祉保健課）

鶴見区 ☎510-1791	保土ヶ谷区 ☎334-6311	青葉区 ☎978-2433
神奈川区 ☎411-7132	旭区 ☎954-6101	都筑区 ☎948-2341
西区 ☎320-8436	磯子区 ☎750-2411	戸塚区 ☎866-8418
中区 ☎224-8151	金沢区 ☎788-7820	栄区 ☎894-6963
南区 ☎341-1181	港北区 ☎540-2339	泉区 ☎800-2401
港南区 ☎847-8432	緑区 ☎930-2328	瀬谷区 ☎367-5710

横浜市民生委員児童委員協議会事務局
横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター内
TEL 045-201-8618
FAX 045-201-1620

横浜市健康福祉局地域支援課
横浜市中区本町6-50-10
TEL 045-671-4046
FAX 045-664-3622

発行 令和4年2月

横浜市内で、約4,500名の方が活動しています。

あなたの仕事や子育ての経験を生かして、
一緒に活動しませんか？



働きながら、活動している3名の方にお話を聞きました。

※ 任期は令和4年2月時点



白石 喜明さん (磯子区 会社員)
1期目(3年目)

週5日フルタイム勤務、土日休み

民生委員 児童委員

Q 民生委員になったきっかけは？

A 顔見知りの自治会長から声をかけられたのがきっかけです。平日の日中も活動ができる自治会長から「何かあればフォローする」と話があり、地域のバックアップがあれば活動ができると思い承諾しました。

Q どのような活動をしていますか？

A 月初めの休日に2時間程度かけて、地域を回っています。見守り対象者の自宅を一軒一軒訪ね、玄関先で少し話をしています。



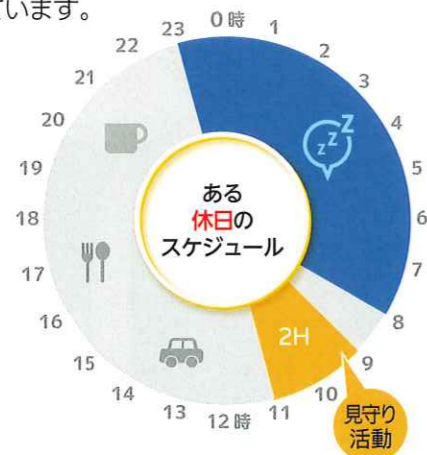
地域のイベントで地域の方々と交流

コロナ禍においては、直接会えないので、ネットで見つけたトピック(例えば、特殊詐欺への注意など)に自分の顔写真や連絡先、コメントを添えたチラシを自作し、ポストに投函しています。チラシは、平日夜や仕事の合間に作成しています。

地区の方々には、平日は働いていて、活動が難しいことは理解していただいています。

Q 地域活動をする事への不安は？

A 既に消防団に参加しており、地域に仲間がいるので地域活動に対する不安はありませんでした。また、現在の地域に今後も住み続けたいので、何か貢献できないかと思っています。



相馬 奈美子さん (瀬谷区 学校事務)
1期目(3年目)

週5日フルタイム勤務、土日休み
(ただし、隔週で土曜日の午前中勤務あり)

Q 民生委員になったきっかけは？

A 最初の地域活動は、輪番制の自治会活動で、その後、自治会の役員を務めていました。地区の民生委員が退任することになり、声がかかりました。その時はまだ、民生委員の活動については詳しく知りませんでしたが、地域に恩返しができたらと思い引き受けました。

Q どのような活動をしていますか？

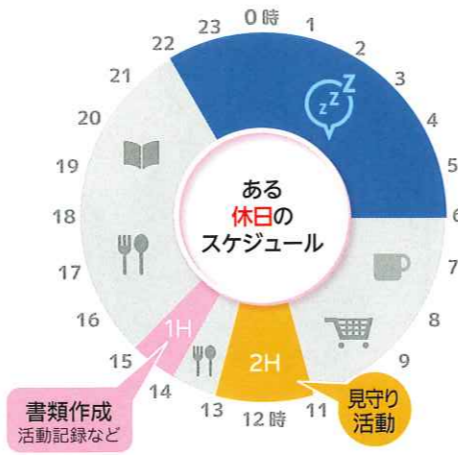
A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。平日に行われるため、なるべく仕事を調整して、参加するようにしています。

見守り活動は、休日に月1・2回、2時間程度、受け持つ地域の世帯を訪問し、自宅に戻ってきてから、その記録をしています(自分のためのちょっとしたメモです)。

また、研修会等があり、日程が合えば参加するようにしています。

Q 他の民生委員と連絡を取り合うことはありますか？

A 地区の民生委員間でグループラインがあり、定例会がない時でも、悩み事などお互いに相談しています。自分が知らない情報などを教えていただくこともあり、活動する上でとても助かっています。



主任 児童委員



蒲谷 昌子さん (保土ヶ谷区 美容師)
2期目(4年目)

週5日フルタイム勤務、月土休み

Q 主任児童委員になったきっかけは？

A 子ども会の会長をしていた際に、自治会長から声をかけられたのがきっかけです。主任児童委員について説明を受ける中で、仕事をしていても大丈夫だと伺い、引き受けることにしました。

Q ご家族の反応は？

A 夫は地域で何かやりたいという気持ちがあり消防団に入っているため、地域活動に対して理解があります。子どもも子ども会に小さい時から参加していたので、違和感がないようです。

Q どのような活動をしていますか？

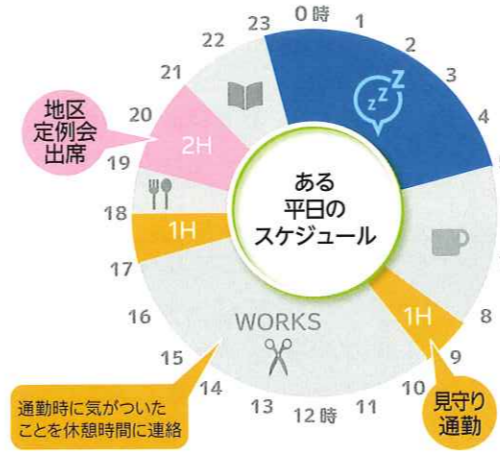
A 月1回、地区で民生委員の定例会があります。地域の会議は、自治会・町内会役員の方からも情報を得ることができる貴重な機会です。

主に平日に活動しており、出勤・帰宅途中に子どもの様子を見て気づいたことを小学校や中学校等に連絡するようにしています。連絡は、仕事が休みの平日や仕事の合間、帰宅後などにしています。また、休日に地域の方から子育てなどの相談をメール等で受けることもあります。

その他にも、週1回朝の通学時間帯に、小学生の登校見守り活動に参加しています。



区役所で打合せ



Q

その他の民生委員・児童委員の方によかったことを聞いてみました。

近所を歩いている時挨拶をされたり、相談いただいた方からお礼を言われた時はうれしいし、やりがいを感じます。



活動を通して、地域の方々とつながりをもつことができます。また、新たな出会いもあり、人脈が広がります。

地域の子どもの成長していく姿が、頼もしくも喜ばしくもあります。

研修は個人では行けない施設の見学や普段聞くことができない話があり、自己啓発につながります。また、家族が同じような悩みで困った際に、知識があり助かります。

活動は、自分のペースで。
新しい発見もあるかもしれません。
明るく、楽しく活動しましょう!



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」

一斉改選に係る推薦事務の留意事項

<地区（地区連合）推薦事務の主な流れ>

【手順1】 推薦候補者の人選

☆5月下旬に推薦関係書類一式（履歴書・会議録・推薦人選出報告書）及び記入方法等推薦事務に係る説明資料を区から自治会町内会及び連合町内会に送付

【手順2】 候補者へ履歴書の作成を依頼（5月下旬以降）

【手順3】 推薦準備会の推薦人を選出し、推薦人選出報告書を作成

【手順4】 推薦準備会の開催日及び会場を決定し、推薦人に開催案内を送付

【手順5】 推薦準備会の開催（開催条件の確認（出席者確認等）・審議等、会議録を作成）

【手順6】 提出書類（履歴書・会議録・推薦人選出報告書）を作成し、区役所へ提出

<一斉改選推薦日程（旭区）>

2月	市連会協力依頼、区連会協力依頼(2月17日) 各自治会町内会で推薦候補者の人選に着手をお願いします。
5月	上旬 中旬 下旬 市連会協力依頼 区連会協力依頼 区役所から（地区連合）自治会町内会へ推薦を依頼します（☆推薦関係書類発送）
6月	上旬 中旬 下旬 自治会町内会対象推薦事務説明会（第1回6月3日（金）午後7時～） 会場：旭公会堂（第2回6月4日（土）午前10時～）
7月	上旬 中旬 下旬 連合・地区推薦準備会開催 区役所 第1回締切 7月15日（金）
8月	上旬 中旬 下旬 内申 区役所 第2回締切 8月15日（月） 区役所から市推薦会へ候補者を内申
9月	上旬 中旬 下旬 市推薦会、市審査会開催
10月	上旬 中旬 下旬 厚生労働大臣へ推薦
11月	上旬 中旬 下旬
12月	上旬 中旬 下旬 12月1日付け委嘱 委嘱状交付式（日程及び会場決定後、改めてご連絡します）

任期	①民生委員・児童委員 2022年12月1日から2025年11月30日まで ②主任児童委員 2022年12月1日から2025年11月30日まで
----	---

※書類審査を円滑に行うため、締切を2回に分けております。
推薦関係書類一式をご用意できました自治会町内会は、第1回締切（7月15日（金））にご提出くださいますようお願いいたします。

《留意事項》

- 1 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦候補者には 年齢要件 があります。
ご推薦の際には十分ご注意ください。また、現任の民生委員・児童委員及び主任児童委員に再任の意思がある場合でも、必ず年齢要件を満たしていることを確認してください。
やむを得ずご勇退される場合は、他の候補者を推薦してください。

<横浜市民生委員・児童委員推薦要綱>

(年齢要件)

第6条 民生委員の年齢は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現在民生委員でない者を新たに推薦する場合は、68歳までの者。ただし、候補者の選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。
 - (2) 現任の民生委員を再び推薦する場合は、74歳までの者
 - (3) 元民生委員を再び推薦する場合は、前号に準ずる者
- 2 前項の年齢は、委嘱日の属する年度（令和4年）の4月1日を基準日とする。

民生委員・児童委員	昭和22年4月2日以降に生まれた方
-----------	-------------------

<横浜市主任児童委員推薦要綱>

(年齢要件)

第6条 主任児童委員の年齢は、次の各号に掲げるとおりとすること。

- (1) 現在主任児童委員でない者を新たに推薦する場合は、54歳までの者。
ただし、候補者の選出が困難な場合に限り、58歳までの者とすることができる。

主任児童委員	昭和38年4月2日以降に生まれた方
--------	-------------------

- (2) 現任の主任児童委員を再び推薦する場合は、60歳までの者。ただし、候補者の選出が困難な場合に限り、64歳までの者とすることができる。
 - (3) 元主任児童委員を再び推薦する場合は、前号に準ずる者
- 2 前項の年齢は、委嘱日の属する年度（令和4年）の4月1日を基準日とする。

主任児童委員	昭和32年4月2日以降に生まれた方
--------	-------------------

- 3 推薦準備会の推薦人（※）の選出について（5人～10人以内で構成）

(※例：地域住民の福祉等に関係ある者)

- (1) 自治会町内会（地区連合）の代表（必須） ← 必ず推薦準備会に参加
- (2) 地区民生委員児童委員協議会の代表（必須） ← 必ず推薦準備会に参加
- (3) 保健活動推進員 (4) PTA (5) スポーツ推進委員
- (6) 青少年指導員 (7) 老人クラブ (8) 女性組織
- (9) その他（ボランティアグループ、子育てグループ、地域ケアプラザ職員等）

4 活動費及び横浜市民生委員児童委員協議会会費について

(1) 活動費

民生委員活動に伴う実費弁償（電話代、交通費等）として横浜市が活動費を支給しています。（「横浜市民生委員・児童委員活動費支給要綱」）

64, 200円/年（5, 350円/月）（令和3年度実績：6月、2月支給）

(2) 横浜市民生委員児童委員協議会会費

横浜市民生委員児童委員は、横浜市民生委員児童委員協議会（以下、「市民児協」）の会員となり、市民児協会費をご負担いただいております。（「横浜市民生委員児童委員協議会会則」）

7, 500円/年（令和3年度実績：6月納入）

主な会費の内訳…市民児協互助事業会費、全国互助共励会費、市民児協会費、全国民生委員児童委員連合会会費、市社協会費等

<その他>

- 1 候補者の推薦にあたっては、地区民生委員児童委員協議会会長等や地域ケアプラザとも相談するなど、是非地域での連携を密に図っていただきますようお願いいたします。
- 2 4月から6月頃は、各自治会町内会長（各地区連合自治会町内会長）が交代される場合があります。その際は、推薦事務（書類等含）について確実な引継ぎをしていただきますようお願いいたします。
- 3 民生委員・児童委員活動を紹介する、リーフレットを添付いたしました。候補者の方への説明等にご活用ください。リーフレットが追加で必要な場合は、福祉保健課（TEL：954-6101）までご連絡ください。

自治会町内会長等を対象に、推薦事務説明会を次のとおり予定しております。ご都合の良い日程に参加していただきますようお願い申し上げます。（各回、同様の内容です）

日時：2022年6月3日（金）午後 7時～ （第1回）

2022年6月4日（土）午前10時～ （第2回）

会場：旭公会堂（旭区役所4階）

✿ このように日々活動をしています！



高齢者宅への訪問



食事（昼食）会の運営



子育てサロン等の運営支援



同じ民生委員との情報共有

※ 活動はあくまで一例ですので、地区によって活動内容は異なります。



✿ お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員のお問合せ先

鶴見区福祉保健課	045-510-1791	金沢区福祉保健課	045-788-7820
神奈川区福祉保健課	045-411-7132	港北区福祉保健課	045-540-2338
西区福祉保健課	045-320-8436	緑区福祉保健課	045-930-2328
中区福祉保健課	045-224-8151	青葉区福祉保健課	045-978-2433
南区福祉保健課	045-341-1182	都筑区福祉保健課	045-948-2341
港南区福祉保健課	045-847-8432	戸塚区福祉保健課	045-866-8418
保土ヶ谷区福祉保健課	045-334-6311	栄区福祉保健課	045-894-6924
旭区福祉保健課	045-954-6101	泉区福祉保健課	045-800-2401
磯子区福祉保健課	045-750-2411	瀬谷区福祉保健課	045-367-5710

✿ 発行

横浜市健康福祉局地域福祉保健部地域支援課
電話：045-671-4046

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦
（事前調整から地区推薦準備会開催）
のための参考集

～新任自治会町内会長等の方へ～



この参考集は、候補者を探したり推薦準備会を開催したりすることが初めての経験で、どのように進めてよいかわからない、などとの声が寄せられたことを踏まえ、参考としていただけるように作成しました。

平成31年2月

横浜市

🌱 民生委員・児童委員とは

* 民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、住民のみなさまの相談に応じ、必要な支援や情報提供を行います。また、ひとり暮らし高齢者等の見守り訪問などの日頃からの地域での見守り支えあいの活動や、子育て世代を対象とした子育てサロンの運営支援、地域の高齢者等をお招きし開催する昼食会など、地域のために活動を行っています。

🌱 主任児童委員とは

* 主任児童委員は、子どもや子育てなど児童に関することを専門に、主に地域の子育て世代のみなさまの相談に応じ、必要な支援や情報提供を行っています。その地域を担当する民生委員・児童委員や行政、学校、児童相談所などと連携を図ることや、児童虐待防止の活動、子育てサロンの支援する活動など、地域のために活動を行っています。



🌱 民生委員・児童委員、主任児童委員になってほしい人

民生委員・児童委員、主任児童委員候補者を探すにあたって、地域のみなさまから「こういった方だったら相談しやすい。」など、民生委員になってほしい方としていただいた主な声です。候補者を探す参考としていただければと思います。

気軽に話しかけやすい人が嬉しい。でも民生委員として守秘義務は守ってほしい。

民生委員には、法律で相談内容などについて秘密を守る義務があり、こうしたルールをきちんと守れることが必要です。一方で、住民の方が悩みなどを気軽に相談できる人当たりの良さ、気さくさも大切です。

そういった候補者を身近で探す以外にも、様々な地域住民の方や現役民生委員にも声をかけながら、広く候補者を探している地区もあります。

主任児童委員には不登校の相談もあるから、生徒さんご家族だと相談しにくい。

主任児童委員の活動内容として、民生委員や行政などの関係機関等と連携し、児童虐待や不登校などに対応することがあります。そのため、主任児童委員が相談者のお子様と同じ学校の生徒の保護者だと、相談しづらいとの声があります。

地区によっては、お子様が中学校を卒業されるなど子育てがひと段落した方に声を掛けたり、現役主任児童委員の方に相談して適任と思われる候補を挙げてもらったりして、主任児童委員を探しています。

なお、民生委員と同様、主任児童委員も秘密を守る義務があります。主任児童委員が同じ学校の生徒の保護者であっても、安心してご相談いただけます。

民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦に係る推薦準備会の運営の流れは、「推薦事務のポイント」に掲載していますが、実際に各地区で行われている推薦（事前調整から地区推薦準備会開催）実例を次のページにまとめましたので、あわせてご覧ください。

🌱 各地区で行われている推薦（事前調整から地区推薦準備会開催）の実例

実際に各地区で行われている推薦の実例を紹介します。

事前調整

- ・ その地域を担当している民生委員に再任の意思確認を行った。
- ・ 自治会町内会長になって初めての民生委員の一斉改選で、誰を推薦人として声をかければいいのか、候補者探しをどのように進めればいいのかわからなかったため、地区の民生委員児童委員協議会の会長に相談し、アドバイスしてもらい、無事に候補者を出すことができた。
- ・ 民生委員の欠員が出ないように（連合）自治会町内会の定例会に民生委員が出席し、定例会の場で説明ができるよう調整し、定例会の場で民生委員から一斉改選に関する情報を伝えることで、自治会町内会関係者に民生委員の必要性や候補者探しを意識してもらうようにした。

候補者の探し方

- ・ 推薦人以外の青少年指導員、保健活動推進員や様々な地域住民にも声をかけ、幅広く候補者を探した。
- ・ 現役の民生委員に、普段の活動の中で適任と思う方がいないか聞いてみた。



推薦準備会開催方法

- ・ 日中働いている推薦人に配慮し、働いている人でも集まれる平日夜間・土日祝日などに、推薦準備会を開催して出席しやすくした。
- ・ 推薦人に自治会町内会関係者が多いので、自治会町内会の定例会議の開催日に合わせて推薦準備会を実施し、効率よく集まれる方法をとった。

地域住民への意識付け（民生委員の役割、活動等のPR）

- ・ 自分の住んでいる地域住民が民生委員をよく知らない方も多かったため、自治会町内会や地区社協等の広報誌、回覧等に、民生委員についての記事を掲載するなどして、地域住民へ周知を図った。
- ・ 広く候補者を探していることを知ってもらうため、自治会町内会の回覧で、民生委員候補者を探していることを周知した。
- ・ 民生委員を知ってもらう一環として、民生委員が地域や学校の行事に積極的に参加するようにしたり、サロンなど民生委員が行っている活動に地域住民の参加を呼び掛けるなど、連携を密にすることで、地域の多くの住民に民生委員を知ってもらうようにした。

あなたも



民生委員・児童委員

主任児童委員として

地域で活動してみませんか？



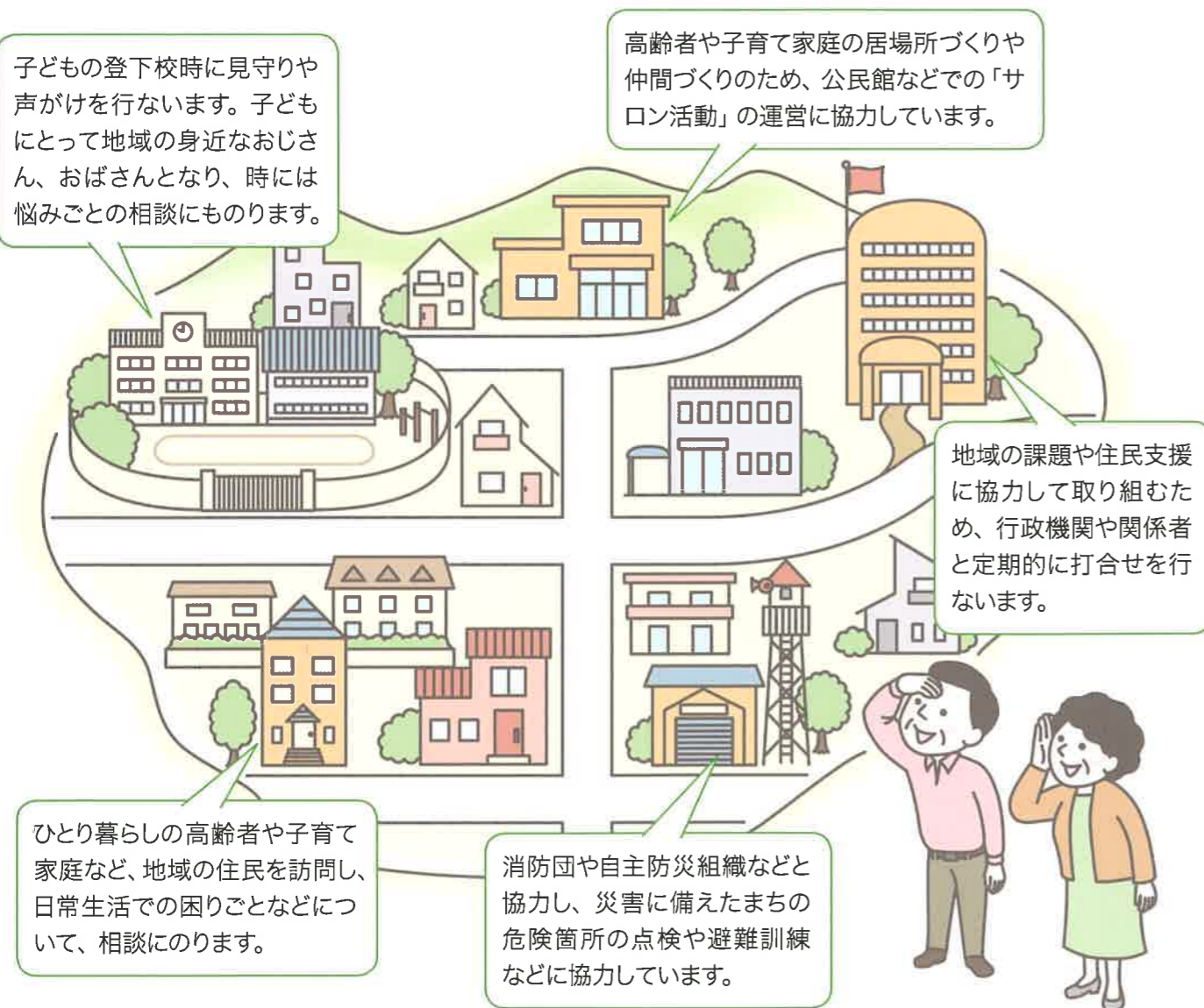
ひとり暮らし高齢者や子育て家庭の孤立、生活困窮者の増加など地域にはさまざまな課題を抱え、手助けを必要としている人びとがいます。

住民の「見守り役」「身近な相談相手」

「専門機関へのつなぎ役」として、いま、

民生委員・児童委員に大きな期待が寄せられています

あなたのまちでも
民生委員・児童委員は活動しています



**民生委員・児童委員って
どんな人？**

全国で約23万人の
民生委員・児童委員が
活動しています。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行ないます(担当区域をもって活動します)。

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市(区)町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動します。(活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費弁償費の支弁があります。)

主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する**民生委員・児童委員**です(担当区域はもちません)。

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員・児童委員との連絡役となって、協力して活動を行ないます。

いずれも地域の**民生委員児童委員協議会(民児協)**に所属して活動します。

こんな活動をしています

住民の相談・支援活動

- ④ **見守り役として**
高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動を行ないます。
- ④ **行政などへのつなぎ役として**
地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスなどの情報提供を行ないます。

関係機関・団体との連携

- ④ **実態調査への協力**
行政などの依頼に基づく担当区域内の高齢者世帯の状況調査などに協力します。
- ④ **共同募金への協力**
地域の福祉活動に活用される共同募金の呼びかけに協力します。

地域福祉活動

- ④ **住民の居場所づくりや仲間づくり**
高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動などに取り組みます。
- ④ **地域の行事等への参加**
地域行事や学校行事等へ参加し住民との交流を深めます。

仲間同士の情報交換や研修

- ④ **月1回の定例会議への参加**
地域の民生委員・児童委員による月例の会議に参加し、委員同士の情報交換や地域の課題などについて話し合いを行ないます。
- ④ **研修会への参加**
必要な知識などを得るための研修に参加します。

なってよかった！ 民生委員・児童委員

先輩委員からのメッセージ

Yさん

茨城県／民生委員・児童委員／2期目

▶ 私はこうして委員になりました

私は、同じ町内で民生委員・児童委員をされていた中学時代の恩師に勧められ、その方の後任として、一步を踏み出しました。

民生委員・児童委員になった当初は、活動内容もわからず不安でしたが、活動をつづけていくうちに民生委員・児童委員としての自覚が芽生えてきました。

▶ 私の活動を紹介します

現在私は、高齢の母親の介護をしながら、民生委員・児童委員の活動に取り組んでいます。

東日本大震災が起きた直後は、高齢者宅一軒一軒を訪問してお話をうかがいました。現在の活動は、ひとり暮らし高齢者の方に、見守りを兼ねて給食を届けたり、相談された悩みごとを行政につないだりしています。高齢者だけでなく、子育て家庭などの若い世代にもかかわっています。ひとり親家庭を訪問する折には、「何でも気軽に相談してください」と伝えています。

民生委員・児童委員として、いつも相手に寄り添い、ひたすら話を聞くことを大切に、日々活動しています。

Oさん

相模原市／民生委員・児童委員／1期目

▶ 私はこうして委員になりました

私は、自治会の会計をしていた頃、自治会長よりお話があり、民生委員・児童委員をお受けしました。

▶ 私の活動を紹介します

昨年、担当地域に引越してきた70代のひとり暮らしのご婦人。家族から離れ、初めての土地のため、環境になじめず、認知症と思われるような症状が出ていました。ドアの鍵もかけられず、「物がなくなった」、「知らない人が部屋にいる」などと大変でしたが、一つひとつ丁寧に対応していくなかで、落ち着きを取り戻していきました。

それからは、笑顔も増え、生活のなかでわからないことや困ったことについて電話がくるようになるなど、頼りにしてくれるようになりました。その方の笑顔が、私にとっても励みとなり、日々の活動につながっています。

住民のなかには、いろいろな方がいらっしゃいますが、私たちの日頃からの小さな行動の積み重ねが住民の方々を一步前へすすめることにつながるのだと思います。少しでも多くの笑顔を見るために、日々活動しています。

はじめは不安でも、仲間とともに地域で活動をつづけていると、たくさんの感動ややりがいを感じることができます。ぜひ、私たちと一緒に、地域で活動してみませんか？



Dさん

和歌山県／主任児童委員／2期目

▶ 私はこうして委員になりました

主任児童委員になるまでは、保護者のひとりとして地域の子どもクラブのお祭りなどに参加していました。義父が長年民生委員をやっていたこともあり、顔見知りだった先輩委員から私に声がかかりました。少しでもお役に立てれば、と思い、引き受けました。

▶ 私の活動を紹介します

年に一度、児童養護施設の子どもたちと一日を過ごします。子どもたちとかかわっていると、彼らの強さに切ない思いになると同時に、時折見せてくれる笑顔や、ほわっとした目つきに安堵します。こんなとき、小さなボーイフレンド、ガールフレンドができたようで、あたたかい気分になります。

私たち民生委員・児童委員は、子どもは地域の子どもとして、保護者の方とともに歩んでいければと考えています。また、核家族、単身者が増えている現在、地域住民のかかり合いの橋渡しをできればと考えています。

活動のなかで悩んだり困ったりしたときは、民児協の研修や活動に参加して、経験豊かな先輩委員からアドバイスをいただいています。そんな仲間の支えのおかげで、プライベートでも肩の力を抜いて深呼吸ができるようになりました。今では、以前よりも視野を広げることができるようになり、いろいろな答えがあることに気付きました。

民生委員・児童委員活動によって、自分自身を見直す力が養われ、育てられていると感じます。

Fさん

岡山市／民生委員・児童委員／1期目

▶ 私はこうして委員になりました

私が民生委員・児童委員の活動を身近に感じたのは、二十数年前、実家でひとり暮らしの母が転倒により軽度の障がい者手帳を持って、生活をするようになったときでした。日頃から担当地区の民生委員・児童委員の方が母を訪ね、気にかけてくださり、母は「大変心強く、安心して暮らせる」と話していました。このとき、私は、ボランティアとして、地域に根ざした地道な活動をされている民生委員・児童委員の姿に感動しました。

▶ 私の活動を紹介します

私が民生委員・児童委員となった今、多くの方とお話する機会がありますが、適切な言葉でお応えできることばかりではありません。通り一遍の言葉では、心は通わないと気づかされると同時に、やりがいも感じています。

民生委員・児童委員として活動を始めて早や3年となります。これからもさらに努力を続け、あたたかな眼差しで地域を見守りながら活動していきたいと思っています。

Q 民生委員・児童委員になるにあたって、特別な資格や知識が必要ですか？

A 委員になるにあたって、特別な資格や知識は必要ありません。
 民生委員・児童委員は、あくまでも地域住民の一員として、住民の「身近な相談相手」となります。自らがその人の課題を解決するというより、困っている人を行政や専門機関へつなぐ「橋渡し役」となります。
 いろいろな相談が寄せられることがあります。民児協の会議や研修等を通して、必要な学習の機会が確保されています。

Q 民生委員・児童委員は公務員と聞きましたが、給与は支給されるのですか？

A 民生委員・児童委員は特別職の地方公務員ですが、あくまでボランティアであるため、給与は支給されません。ただし、日々の活動に必要な費用（電話代、交通費など）の一部は市（区）町村から活動費として支弁されます。

Q ひとりで活動するのは不安なのですが…？

A 民生委員・児童委員は担当地区をもって活動しますが、民生委員児童委員協議会（民児協）に属しているため、活動のなかで悩んだときや不安なときには、仲間に相談し、仲間とともに対応することができます。また、民児協のほかに、社会福祉協議会や行政などの関係機関も民生委員・児童委員の活動をサポートします。自分1人ではなく、多くの関係者と一緒に協力しながら活動するのが民生委員・児童委員ともいえます。

Q 主任児童委員は民生委員・児童委員ではないのですか？

A 主任児童委員も民生委員・児童委員の一員です。
 ただし、子どもや子育て家庭に対する相談支援活動を専門的に担当することから、主任児童委員と呼ばれているのです。それぞれの民児協で2名～3名が主任児童委員として活動しています。
 区域担当の民生委員・児童委員と異なる点としては、特定の町内会など区域を限定せずに活動することもあげられます。

Q 住民からさまざまな相談を受ける立場の民生委員・児童委員として注意しなければならないことはありますか？

A 民生委員・児童委員には守秘義務が課せられています。住民から受けた相談内容や個人情報、プライバシーに関することについては、支援のなかで必要な関係機関との情報共有以外は、他の人へ話すことは認められません。
 なお、日々の活動については、「活動記録」に記入していただきます。
 また、民生委員・児童委員の立場で政治的活動を行なうことはできません。

Q 民生委員・児童委員は休みがないほど忙しいのですか？

A 仕事もちながら民生委員・児童委員の活動と両立されている方もいます。ご自身の生活の中で、できる範囲での活動をお願いしています。

民生委員・児童委員は

民生委員児童委員協議会に所属し、仲間と共に活動を行います

[民生委員児童委員協議会]

すべての民生委員・児童委員は、「民生委員児童委員協議会」（略称：民児協）に所属して活動しています。

民児協は、その地域のすべての民生委員・児童委員によって構成され、自主的に運営されます。

民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員同士の学習の場として研修を実施したりします。一人ひとりの民生委員・児童委員を組織としての民児協が支え、さらには民児協として関係機関・団体と協力して地域福祉の推進に取り組んでいます。



民生委員制度は100年の歴史と伝統を有しています

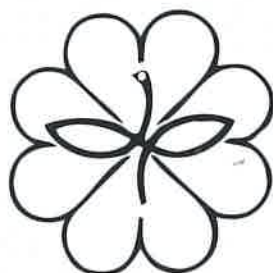
◆ 民生委員制度のはじまり

民生委員制度は大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まります。翌大正7年には大阪で「方面委員制度」が発足し、昭和3年に方面委員制度が全国に普及しました。いずれも生活に困窮する人びとを救うために始まった制度で、その後、今日に至るまで、さまざまな理由で生活上の課題を抱える人びとの支えとなってきました。

◆ 平成29年には100周年を迎えます

平成29年には民生委員制度は創設100周年を迎えます。歴史あるこの制度をこれからもさらに発展させていくため、全国の民児協においてさまざまな取り組みが進められています。ぜひあなたも100年の歴史と伝統を有する民生委員・児童委員となって新たな歴史を共につくっていきましょう。

あなたの参加を心より
お待ちしております



(民生委員・児童委員のマーク)

幸せのめばえをしめす
四つ葉のクローバーをバックに、
民生委員の「み」の文字と
児童委員をしめす双葉を組み合わせ、
平和のシンボルの鳩をかたどって、
愛情と奉仕をあらわしています

■ お問合せは下記連絡先まで

全国民生委員児童委員連合会

事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内
Tel 03-3581-6747 / Fax 03-3581-6748
<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>



ジュニアボランティア就任式

7月30日(土)サンハートで午前、午後に分かれて就任式が開催されました。

昨年は、コロナウィルス感染症予防のため活動は中止でしたが、2年ぶりに旭区の小学校5,6年生160名が活動します。この体験が心に残り「思いやり」や「感謝」の気持ちを育む機会になることでしょう。



赤い羽根共同募金



今年度も10月1日より共同募金運動が実施され、ジュニアボランティアも区内各所で募金活動を行いました。

(街頭募金)

子どもたちの笑顔と真剣な眼差しに誘われて、たくさんの方に募金のご協力をいただきました。



新しい取り組みとして、募金活動の動画を作成し地域の方々に配信しました。

接触が心配な方も対面ではなかなか募金できない方も、みなさんが気軽にご協力いただけるように、今年度は「LINE Pay」でも募金できるようになりました!

20周年記念講演会

旭区の「ジュニアボランティア体験事業」が、昨年21年目に突入。20周年の記念事業としてジュニアボランティア発起人の大越由美子さんによる講演会が行われました。

これまでに参加したのは5千人にのぼり、OB・OGの中には経験を生かして高齢者を支えたいと看護や介護など福祉の仕事や、教職に就いた方もいらっしゃるそうです。



野菜収穫体験

今年度は、初めての試み! ジュニアボランティアが、東希望ヶ丘の「ハツ橋農園」さんで農作業のお手伝いをさせていただきました。



子どもたちは暑さに負けず黙々と作業中!

真っ青な空、ジリジリ照りつける日差しの中、しっかり帽子を被って軍手をして準備万端...ハツ橋さんから説明を受けた後は、いざ作業!この日は、ナスにしっかりと陽が当たるように余分な葉を間引く作業を行いました。

普段、野菜といえばスーパー等で購入することがほとんどで農業に携わる機会などそうそうない私たち。ほんの少しですが実際に作業をしてみて、身近に野菜を育てているところがあることや農業の大変さを感じることができました。



お土産にいただいた野菜は、とってもおいしかったです!

ツヤツヤでおいしそう! ちよっと珍しい白いナス

ハツ橋農園さんは少し傷が付いてしまうなど、食べられるけれども商品にならない野菜を一人親家庭に提供する活動にもご協力くださっています。



編集後記

「えがお20号」を無事発行できましたことを感謝申し上げます。主任児童委員は日々研修を重ね、たくさんのお子さんたちと保護者のみなさまの「笑顔の輪」が広がるお手伝いをさせていただいております。みなさんの町の主任児童委員に気軽に声をかけてみてください。(広報部会)

発行責任者 旭区主任児童委員連絡会 代表 入江 ゆきよ
編集者 旭区主任児童委員連絡会 広報部会
事務局 旭区役所福祉保健課(旭区鶴ヶ峰1-4-12)
電話 045-954-6101
発行日 令和3年12月20日
印刷 (有)ラ・シード



えがお

百の理屈より一つの笑顔
みんなの笑顔がみられますように

20号

ゆかいなコンサート

2021



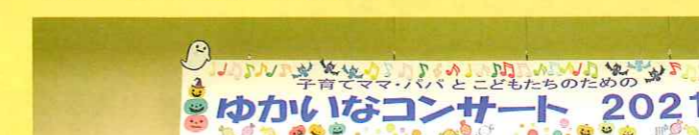
出演 グリーンフィールド

子育て親子同士の交流の場づくり、主任児童委員連絡会PRを兼ねた「ゆかいなコンサート」が10月29日(金)旭公会堂で2年ぶりに行われました。



今年度は感染対策のため、完全予約制で、間隔を空けた指定席で楽しみました。

ハロウィンの雰囲気に入れながら、歌のお姉さんとマジシャンのパラエティショーに会場全体が盛り上がり、楽しいひと時を過ごしました。



私たちが主任児童委員です!



YCVの取材が入りました。

今年度は「発達障がいを知ろう」をテーマに活動しています。

発達障がいってなあに？

みなさんは「発達障がい」ってご存知ですか？ 公立の小中学校の6.5%（35人学級に2～3人の割合）に発達障がいの可能性があるそうですが、外見からは困っていることがわかりにくいので、あまりよく知られていないようです。ここでは、地域で見かけるよくある行動特徴をご紹介します。

主な特徴

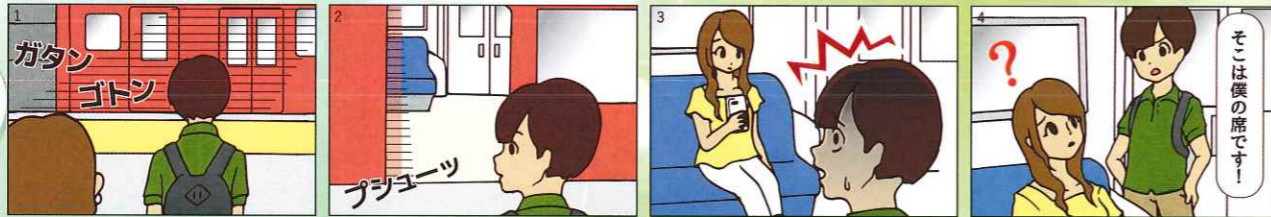
パターン化した
こだわり行動

いつもと同じ状態であることに「強くこだわる」

スーパー編



電車編



社会性が低く
コミュニケーションが苦手

見たまま、感じたままを
ストレートに口にだしてしまう



感覚の過敏・鈍感

はじめは楽しんでいるが、
突然辛そうにし、ジャンプをし始める



その他に

読み書き・感情の
コントロールが苦手

イマジネーションが
乏しい

不注意・多動性・衝動性

発達障がいは…

脳機能の発達に関係する生まれつきの障がい

外見からはわかりにくい

外見からは、障がいの有無がわかりにくく、一人ひとり症状の現れ方も異なります。他人との関係づくりはとても苦手ですが、他の優れた能力を発揮されている場合もあり、周囲からはそのアンバランスな様子から誤解されることが多いです。

理解されず地域で孤立しがち

コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手なため、その行動や態度は「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と誤解され、敬遠されることが少なくありません。また、困っていることを伝えることが苦手なため、周囲から理解されずに辛い思いをすることが多く、孤立しがちです。さらに、学びにくさから学習困難になり、不登校やひきこもり・非行などの二次障がいに結びつくケースも少なくありません。

身近な地域で「知る(学ぶ)」機会が少ない

とても身近な障がいにも関わらず、本人や家族以外の方が発達障がいについて「知る(学ぶ)」機会が少なく、地域での理解がなかなか進まない現状があります。

どう対応すればいいの？ ～配慮ある対応や基本的なポイント～

説明や指示は短い文で
順を追って具体的に

<一例>

走っちゃだめよ ▶ 歩いてね
ちょっと待って ▶ 5分待って

視覚的な情報を提示して説明

★写真・イラストを添えて説明

★番号を付けて片付け場所を決める

安心できる環境を整える

★光・皮膚・音などの感覚が敏感

★人混み・大きな音・蛍光灯のチカチカなどの刺激は苦手

できないことよりも、できることを認める

がんばっていること、上手くできたことを褒める

まずは発達障がいを知り、養育の難しさや負担を抱える家族の気持ちを想像してみましょう。

困っていることや聞きたいことがある時は…

旭区こども家庭支援課 (旭区役所3階 33番窓口)

TEL:045-954-6160 月～金曜 8:45～17:00

横浜市特別支援教育総合センター

TEL:045-336-6020 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

横浜市西部地域療育センター

TEL:045-353-6933 月～金(祝日・年末年始を除く) 8:45～17:15

特別な支援が必要な子どもの就学、教育についての相談

小学生以下の子どもの言葉の遅れや障がい等についての相談

